

# 【年末調整について(改正編)】



こんにちは。税務部の今井貴之です。  
11月に入り、そろそろ年末調整の準備が必要な時期となってきました。そこで、今回と次回で、改正点やよくあるQ&Aについて解説いたします。

平成30年分の年末調整では「**配偶者控除及び配偶者特別控除**」の取扱いが改正されました。

## ＜改正点＞

- ・合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除の適用が受けられなくなりました。  
(給与所得のみの場合、年収1,220万円を超える所得者の方)
- ・配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。  
(給与所得のみの場合、年収1,030,000円超から2,015,999円以下の配偶者の方)

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額は、所得者の収入金額と配偶者の収入金額をもとに、下記の表で算出します。

例えば、所得者と配偶者が給与所得だけの場合、以下の通りとなります。

### 【ケース①】年収1,500万円の所得者、配偶者は専業主婦(主夫)の場合

平成29年は配偶者控除38万円の適用あり  
→平成30年は配偶者控除の適用なし

⇒所得税率23%の所得者であれば、平成30年は、前年に比べて、87,400円(38万円×23%)の増税

### 【ケース②】年収600万円の所得者、配偶者年収155万円(所得金額90万円)の場合

平成29年配偶者特別控除の適用なし  
→平成30年分配偶者特別控除36万円の適用あり

⇒所得税率20%の所得者であれば、平成30年は、前年に比べて、72,000円(36万円×20%)の減税  
(※復興特別所得税、住民税は加味していませんので、ご注意ください。)

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

	配偶者の合計所得金額	給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下	
123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超	

(注) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

## ＜改正による手続き変更点＞

平成29年分までは、年末調整の際に、給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書を提出しておりましたが、平成30年分は、「**給与所得者の保険料控除申告書**」と「**給与所得者の配偶者控除等申告書**」の2種類の様式となりました。配偶者控除や配偶者特別控除を受ける方は、給与支払者へ「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要となります。

今回の改正では、所得税の配偶者特別控除上限が緩和されておりますが、住民税や社会保険の適用関係につきましても、注意が必要となります。詳しくは弊社担当者までご相談ください。